

○消費税法基本通達・関係法令の変遷

通達時期	平成 13 年 5 月 7 日	平成 18 年 9 月 29 日	平成 24 年 4 月 5 日
状況	3 障害を個別法で規定	自立支援法の施行	自立支援法における相談支援体系の見直し
通達上の非課税範囲	(2) 第二種社会福祉事業 ホ <u>身体障害者福祉法に規定する…</u> (中略) … <u>身体障害者相談支援事業…</u> ヘ <u>知的障害者福祉法に規定する…</u> (中略) … <u>知的障害者相談支援事業…</u> ト <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者社会復帰施設を経営する事業…</u>	(2) 第二種社会福祉事業 ホ <u>障害者自立支援法に規定する</u> 障害福祉サービス事業、 <u>相談支援事業…</u>	(2) 第二種社会福祉事業 ホ <u>障害者自立支援法に規定する</u> 障害福祉サービス事業、 <u>一般相談支援事業、特定相談支援事業…</u>
関係法令 (各条文の概要を記載)	○身体障害者福祉法 第 4 条の 2 5 「 <u>身体障害者相談支援事業</u> 」とは、 <u>地域の身体障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うとともに</u> 、第 9 条第 4 項の規定の相談及び指導を行い、併せて関係者等との連絡及び調整その他の厚労省令で定める援助を総合的に行う事業をいう。 ○知的障害者福祉法 第 4 条 6 「 <u>知的障害者相談支援事業</u> 」とは、 <u>地域の知的障害者等からの相談に応じ、情報提供や助言を行うとともに</u> 、第 1 3 条第 3 項の規定による相談及び指導を行い、併せて、関係者等との連絡及び調整その他の厚労省令で定める援助を総合的に行う事業をいう。 ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第 5 0 条の 2 <u>精神障害者社会復帰施設の種類は、次のとおりとする。</u> 一 精神障害者生活訓練施設 二 精神障害者授産施設 三 精神障害者福祉ホーム 四 精神障害者福祉工場 五 <u>精神障害者地域生活支援センター…</u> 6 <u>精神障害者地域生活支援センター</u> は、 <u>地域の精神障害者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに</u> 、第 4 9 条第 1 項の規定による助言を行い、併せて関係等との連絡調整その他厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。	○障害者自立支援法 第 5 条 1 7 「 <u>相談支援</u> 」とは、 <u>以下の便宜の供与のすべてを行うことをいう。</u> 一 地域の障害者等からの相談に応じ、情報提供や助言を行い、併せてこれらの者と関係者等との連絡調整その他の厚労省令で定める便宜を総合的に供与すること。 二 障害者等が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、当該支給決定に係る心身状況、環境、サービスの利用意向等を勘案し、利用サービスの種類及び内容、これを担当する者その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画を作成するとともに、当該計画に基づく障害福祉サービスの提供が確保されるよう、関係者等との連絡調整その他の便宜を供与すること。 第 7 7 条 市町村は、厚労省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、以下の事業を行う。 一 地域の障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した生活を営むことができるよう、 <u>障害者等の相談に応じ、必要な情報提供や助言</u> その他の厚労省令で定める便宜を供与するとともに、虐待防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために援助を行う事業 ※ただし、国における地域生活支援事業の実施要綱には、市町村が実施する事業として、「相談支援事業」が規定	○障害者自立支援法 第 5 条 1 7 「 <u>相談支援</u> 」とは、 <u>基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援をいい、「地域相談支援」とは、地域移行支援及び地域定着支援をいい、「計画相談支援」とは、サービス利用支援等をいい、「一般相談支援事業」とは、基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業をいい、「特定相談支援事業」とは、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業をいう。</u> 第 7 7 条 市町村は、厚労省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、以下の事業を行う。 一 地域の障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した生活を営むことができるよう、 <u>障害者等の相談に応じ、必要な情報提供や助言</u> その他の厚労省令で定める便宜を供与するとともに、虐待防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために援助を行う事業 ※ただし、国における地域生活支援事業の実施要綱には、市町村が実施する事業として、「相談支援事業」が規定

※ 平成 2 5 年 4 月 1 日に「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」へ改正されたが、当該相談支援事業に関する規定については同様の内容である。